

保険薬局による

『訪問薬剤管理指導』

当院における 運用の手引き

2016年2月

山形済生病院

●訪問薬剤管理指導の概略 [参考]

【はじめに】

在宅医療では、薬の管理は患者やその家族が行っているが、認知症や独居等の患者では、薬の適切な管理や服用がなされていないケースがある。近年、こういった状況の中、在宅医療の拡大とともに、在宅における薬剤管理サポートや服薬指導の必要性が高まり、『薬剤師の在宅医療への積極的参加』を求める声が大きくなっている。

平成19年4月の薬剤師法の改正により、調剤の場所の見直しが図られた。通院困難等の患者の居宅等において、処方せん中の疑義の確認、処方医への疑義照会、また、処方せんの受領、薬剤の交付等、調剤業務の一部が認められるようになった。(ただし、調剤の業務のうち、薬剤の計量、混合等の調整行為については、従前どおり薬局で行う) この見直しにより、薬剤師は在宅患者の元で、よりきめ細かな対応が可能になった。

つまり、本来、薬局で行う調剤業務(処方監査～薬剤取り揃え～投薬～服薬指導)の一部について、通院困難等の患者の居宅で行うことを、「訪問薬剤管理指導」といい、医療(介護)保険で所定の点数が決まっている。

【対象患者】

『通院が困難な患者』が対象と定められているが、必ずしも往診の患者だけが対象とされているわけではない。疑義解釈で『独歩で家族等の助けを借りずに通院ができる患者などは対象外』としていることから、『家族等の助けを借りなければ通院できない患者』は、対象といえる。

ただし、『家族等の助けを借りなければ通院できない患者』が、院外処方箋を受け取り、保険薬局を訪ねて薬をもらう通常の流れで、何ら不都合・不自由を感じない場合には、対象外となる。

つまり、「訪問薬剤管理指導」を実施するにあたっては、患者と薬局で契約書を交わす必要があることから、そもそも患者サイドに要望がなければ成立しない。

また、患者又は現にその看護に当たっているものが運搬することが困難なものが処方された場合も対象の範囲とされている。(例：腹膜透析液など 大量で重いもの)

※ただし、患者が医師もしくは薬剤師の配置が義務付けられている病院、診療所、施設等に入院もしくは入所している場合は対象外

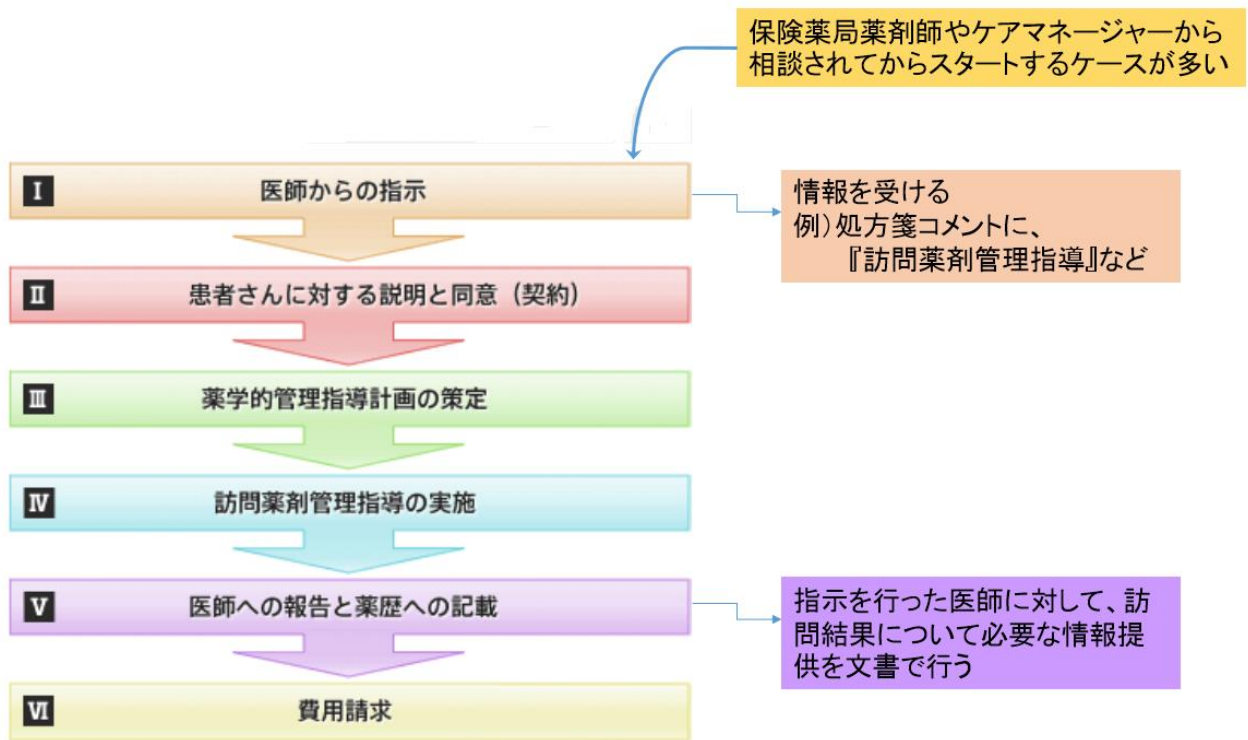
【在宅患者訪問薬剤管理指導】（医療保険）

地方厚生局に届出を行った保険薬局、医療機関が実施可能
→すべての保険薬局、医療機関が実施できるわけではない

【居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導】（介護保険）

届出の必要がない。（介護事業者として、みなし指定されている）
→みなし指定を希望しない場合、「みなし不要申出書」を、都道府県に提出する必要がある
→山形県内で、「みなし不要申出書」を都道府県に提出している薬局はない
→届出上は、山形県内すべての薬局が応需可能

【薬局における在宅医療の一般的な流れ】



当該指導に関しては、医師の指示が必須である。指示の様式等は決まりがないため、処方箋のコメントとして記載するのが、簡便かつ確実かと思われる。

医師の指示については、診療報酬上点数はつかない。当該患者の訪問薬剤管理指導に必要な診療情報を提供した場合に、診療情報提供料（Ⅰ）250点が算定できる。

また、対象となる在宅患者に対し、適切な在宅医療を確保するため、当該患者の選択する保険薬局の保険薬剤師が、訪問薬剤管理指導を行う場合、当該患者又はその看護等に当たる者の同意を得て契約を結ぶ必要がある。

つまり、医師が指示（訪問薬剤管理指導）を出す前に、当該患者は、保険薬局の保険薬剤師より、制度のしくみや内容、料金等について詳しく説明を受け、同意を得ておくのが流れとしてスムーズである。

●保険薬局による『訪問薬剤管理指導』の指示出し等の流れ

- ① 訪問薬剤管理指導については、訪問しようとする保険薬局の保険薬剤師より、当該患者又はその看護等に当たる者へ説明し、制度利用の意向を確認する。



- ② 保険薬局は、保険医療機関（処方医師）へ、『訪問薬剤管理指導』指示出しを依頼する。当該『依頼文書』は、当院書式のものを使用し、当院医療福祉相談室へ、FAX送信する。

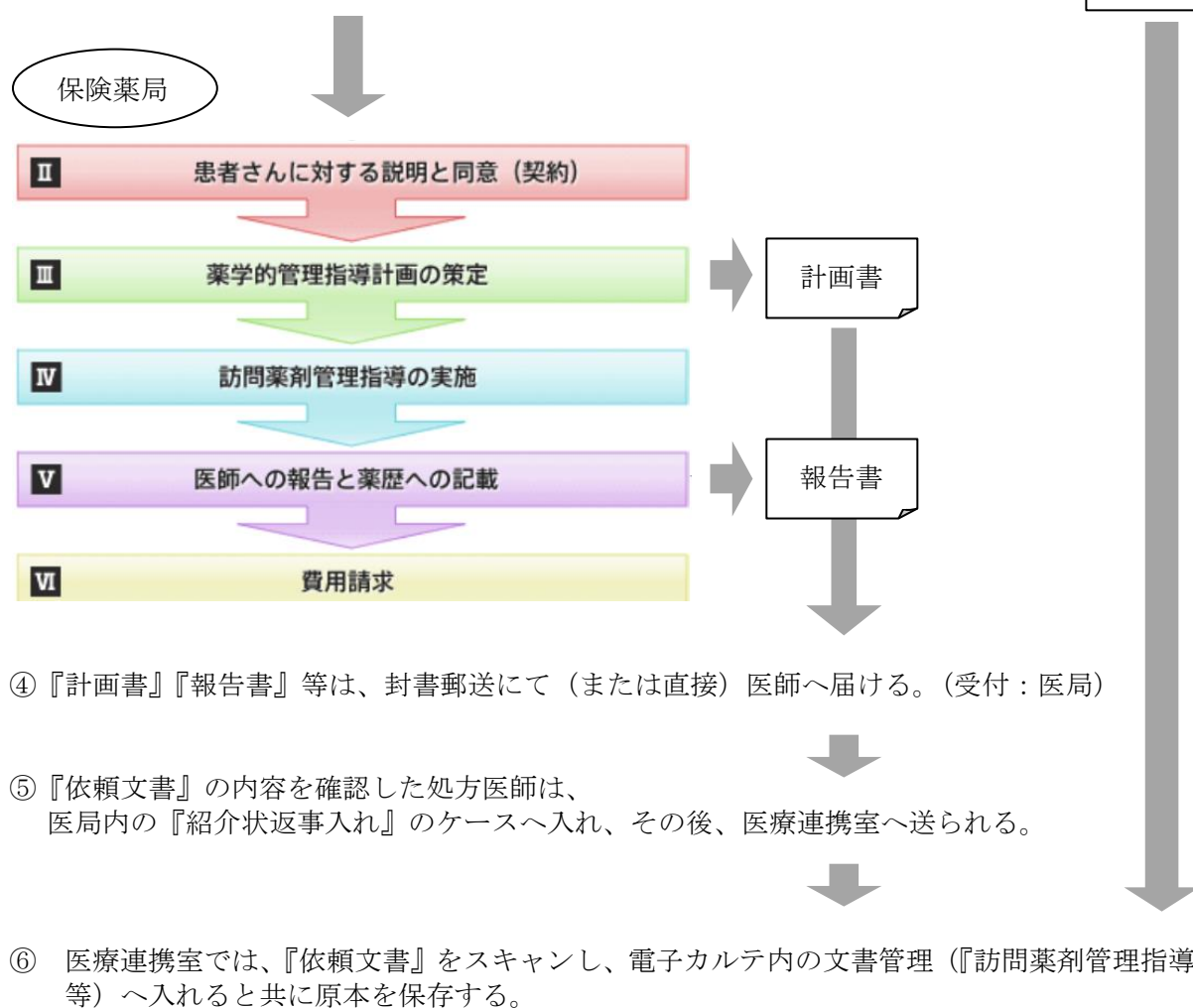


- ③ 受領した『依頼文書』は、MSWが内容を確認し、次回受診日に医師へ連絡する。

『依頼文書』を確認し、内容に合意した医師は、

- ▼当該患者の処方時に、**処方箋のコメントとして『訪問薬剤管理指導』を入力**のこと
- ▼不明な点がある場合には、**当院MSWに問合せ**をする

依頼書



●その他

【保険薬局による『訪問薬剤管理指導』の指示出し開始時期について】

指示出し開始時期：平成28年2月15日より

【病院薬剤部の訪問薬剤指導への関わりについて】

「訪問薬剤管理指導」については、保険薬局のみならず、病院薬剤部が行っても制度上は算定可能である。しかしながら、現段階においては、院内業務体制の構築・対応により、院外に出向いてサービスを提供する余力がないため、訪問薬剤管理指導は実施できない旨、ご理解いただきたい。

[備考]

第1版作成：平成28年2月5日

2 0 年 月 日

訪問薬剤管理指導 指示依頼書

社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院 御中

保険薬局名
住 所
電話・FAX

薬剤師 _____ 印

下記の者に訪問薬剤管理指導の必要性が認められましたので、指示についてご検討ください。
 なお、ご本人（ご家族）には、本サービス内容を説明し、制度利用の意向を確認しております。
 また、当該患者は算定要件を満たしていることも確認済みです。

患者ID		患者氏名	様
生 年 月 日	明・大・昭・平	年 月 日 (歳)
住 所	〒 -		
介護認定の有無	<input type="checkbox"/> あり（要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5） <input type="checkbox"/> なし		
ケアマネージャー	連絡先（ ）		
使 用 薬 剤			
訪 問 指 導 目 的	<input type="checkbox"/> 服薬状況の確認 <input type="checkbox"/> 服薬指導 <input type="checkbox"/> 薬剤管理状況の確認 <input type="checkbox"/> 調剤方法の検討 <input type="checkbox"/> 介護者の負担軽減 <input type="checkbox"/> 副作用チェック <input type="checkbox"/> 服薬によるADLへの影響 <input type="checkbox"/> 生活状況の把握 <input type="checkbox"/> 調剤内容の変更 <input type="checkbox"/> 麻薬の服薬状況及び管理状況確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
依頼科（処方医）	科	医師	
最 終 処 方 日	2 0 年 月 日 (次回予定日)	2 0 年 月 日	
コ メ ン ト			